

2025年5月20日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

定額自動送金サービス規定改定のお知らせ

平素は山陰合同銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
定額自動送金サービスの規定改定について下記のとおりお知らせします。
なお、改定後の規定は、すでにお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

【定額自動送金サービス規定】

改定日	2025年6月23日（月）
改定内容	項番1（1）：サービス概要を追記しました。 項番5：満期時、口座解約時の取扱いを明記しました。 項番7：規定変更時の取扱いを明記しました。
改定後規定	1.（送金の取扱） （1）定額自動送金のお取り扱いにあたっては、お申込人からの依頼に基づき、振込指定日に、あらかじめ指定を受けた預金口座（以下「引落指定口座」といいます）から指定の振込金額を引落しのうえ、受取人口座へ振込いたします。 （2）指定預金口座からの引落しにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出を受けることなく、当行所定の方法で処理いたします。 （3）振込にあたっては、振込指定日の前営業日までに振込相当金額を引落指定口座に入金してください。 （4）引落しのつど、領収書の発行および引落し済の通知等は省略いたします。 2.（手数料） （1）この取扱いにかかる手数料は、取扱いの都度、振込金額と同時に上記1（2）の方法により指定預金口座から引落しいたします。 （2）金融情勢の変化により、この取扱いにかかる手数料を変更することがあります。この場合、変更後の手数料は新料金を頂戴します。

	<p>3. (振込不能時の処理)</p> <p>指定預金口座の預金残高(決済未確定の証券類の金額を除く)が、当行の引落とし手続時において引落とし金額に満たない場合、通知することなく、その月の振込は取りやめたものとして扱います。</p> <p>4. (振込の取りやめ、変更)</p> <p>振込期間中にこの依頼を取りやめる場合、または受取人、振込金額、その他内容に変更が生じた場合は速やかに当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>5. (解約)</p> <p>(1) この契約は、取扱期間の満了をもって終了します。</p> <p>(2) 引落指定口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。</p> <p>(3) この依頼書は、当行が必要と認めた場合には通知することなく取り消すことがあります。</p> <p>6. (責任負担)</p> <p>この取扱いについて、仮に紛争が生じた場合でも当行の責によるものを除き、当行はその責任を負いません。</p> <p>7. (規定等の変更)</p> <p>(1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公共または通知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p>
--	--

以上